

「学校現場における業務改善加速事業」審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された事業計画書について審査を行い、各評価項目の合計得点が24点を超える事業計画の中から、予算の範囲内で決定する。ただし、得点が3点未満の評価項目がある場合、事業計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

II. 審査方法

文部科学省に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III. 評価方法

評価は下記の(1)①～③及び(2)①～⑤の8項目について、次の評価基準による5段階評価とし、評価項目ごとに審査委員会の各委員が各々評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。併せて、各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため指定校への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。
- ② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。
- ③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ④ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準について

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.4点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.8点

・認定段階3＝1.2点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定＝0.4点

・プラチナくるみん認定＝0.8点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝0.8点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点